| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第４　包括外部監査の結果及び意見 | | | |
| １　各施設についての結果・意見 | | | |
| (18)　花の文化園 | | | |
| 【監査の結果83】共同事業体との契約  【環境農林水産部】 | １　大阪府及び指定管理者は、管理運営業務契約書に共同事業体の全構成員名を明記すべきである。  ２　大阪府は、速やかに指定管理者と協議の上、指定管理者の構成員が大阪府に対し、連帯して責任を負う旨の書面による合意をするよう努めるべきである。 | １　管理運営業務協定書への指定管理者の構成員名の明記については、全庁方針に従い、次期締結時より明記することとした。（制度所管課と調整済み。）  ２　指定管理者の各構成員が大阪府に対し、連帯責任を負うことについては、全庁方針に従い、次期締結時より管理運営業務協定書の条文に明記することとした。（制度所管課と調整済み。） | 措置 |
| 【監査の結果84】売店及びレストランの収支の帰属  【環境農林水産部】 | 大阪府は、速やかに指定管理者と協議を行い、指定管理者に売店及びレストランの収支を帰属させることの根拠を明確にしておくべきである。 | 売店及びレストランの収支の帰属について、指定管理者との間で合意書を締結済み。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 第４　包括外部監査の結果及び意見 | | |
| １　各施設についての結果・意見 | | |
| (18)　花の文化園 | | |
| 【意見101】中長期の維持管理計画  【環境農林水産部】 | 大阪府は、施設・設備の中長期的な維持管理に関する計画を早期に策定すべきである。 | 平成29年度中に策定済み。 |
| 【意見102】参考価格（指定管理料の算定根拠）  【環境農林水産部】 | 大阪府は、過去の実績値のみを考慮するのではなく、独自に他の要素も勘案した上、総合的な見地から参考価格を算定すべきである。 | 令和３年度からスタートする新たな指定管理期間にかかる参考価格の積算にあたっては、総合的な見地からも検討する。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 【意見103】会議室などの利用促進  【環境農林水産部】 | 指定管理者は、ホームページ（特にトップページ）において、施設の貸出しを行っていることをよりわかりやすく表示するなど、より効果的な利用促進策を講ずるべきである。 | 令和元年度中に指定管理者により対応済み。 |
| 【意見104】再委託の承認  【環境農林水産部】 | １　大阪府は、再委託を承諾するか否かを検討するに際し、指定管理者より、事前に契約書案を提出させ、再委託の対象となる業務の範囲、再々委託の可否、営業秘密や個人情報の取扱い、指定管理者による再委託先に対する監督体制は十分であるかといった要素を含めて総合的に判断すべきである。  ２　また、大阪府は、再委託を承認した後、承認したとおりに再委託がなされているか否かを確認するため、指定管理者が再委託先と締結した契約書の写しを提出させるべきである。 | 平成30年度分の再委託協議から、事前に契約書案の提出を求め再委託の可否について総合的に判断することとした。  また、再委託の承認後にも確認のため、契約書を提出させている。 |
| (19)　大阪府民の森（北河内地区）（くろんど園地、ほしだ園地、緑の文化園むろいけ園地） | | |
| 【意見105】事業計画における数値目標  【環境農林水産部】 | １　大阪府は、指定管理者に対し、年度ごとの事業計画において数値目標を設定させる等により、年度ごとの評価をより分かり易くすべきである。  ２　指定管理者は、事業計画において具体的な数値目標を設定すべきである。 | 府民の森においては、利用者数の正確な計測が困難であることから、自然ふれあい活動実施回数及び参加者数等を数値目標に設定するよう、指定管理者と協議していく。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 【意見106】一者応募・継続受託  【環境農林水産部】 | 大阪府は、指定管理者の募集段階で、一者応募にとどまった点について、その原因分析等を行い、参考価格設定に活かすとともに、価格点の見直しも検討すべきである。 | 一者応募にとどまった点について、大阪府民の森等指定管理者評価委員会等を通じて原因分析を行い、次回公募時の参考価格の設定について検討を深める。  また、価格点は行政経営課が施設の特性に基づき決定した基準によるものであるため、府民の森の施設特性が変容するほどの新たな要素が加味される場合には同課に対して見直しを求めていく。 |
| 【意見107】収支報告と本部経費  【環境農林水産部】 | １　指定管理者は、指定管理者の収支報告のうち「一般管理費・諸経費」として計上されている金額については、収支差額を計上するのではなく、指定管理事業に関して直接支出した費用あるいは本部経費等の間接経費として算出した金額を計上すべきである。  ２　指定管理者は、本部経費等の間接経費を計上する場合は、その計算方法及び考え方を収支報告において明記すべきである。 | 一般管理費・諸経費については、総収入額から他の支出を控除した残額を計上する方法を改め、実際に指定管理事業に関して直接支出された費用あるいは本部経費等の間接経費として算出された金額の積み上げであることを府が年度末に行う事業検査時において確認することとした。また、その計算方法及び考え方については、収支報告書に明記するよう指定管理者と協議していく。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 【意見108】再委託  【環境農林水産部】 | 大阪府は、「大阪府民の森（北河内地区）管理運営業務契約書」あるいは募集要項において、大阪府の事前の書面承諾が必要な再委託の範囲について、基準を明確にすべきである。 | １　現指定期間（令和２年度まで）  事前の書面承諾が必要な再委託は、行政経営課の定める基準により管理運営業務のうち「主要な部分」について再委託を行う場合と定められており、「主要な部分」の判断は所管課に委ねられている。  本件は、現指定期間公募時の募集要項及び契約書に「主要な部分」の基準について、明確な記載がなかったことにより、委託金額が高額な「駐車場管理業務委託」を「主要な部分」ではないのか、との指摘を受けたものであるが、所管課において、委託金額だけをもって「主要な部分」であるとは判断しない、という基準を示したもの。  ２　次期指定期間（令和３年度以降）  　平成30年３月の指定管理者制度に係る運用マニュアルの改訂を受けて、次回の府民の森管理運営業務の公募からは、募集要項及び契約書に「主要な部分」の基準を明記することとする。なお、同基準の判断については、所管課において、業務内容や委託金額などを総合的に勘案し決定する。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 【意見109】物品管理  【環境農林水産部】 | 大阪府は、大阪府所有の貸与物品を特定するとともに、指定管理者購入の物品類について、一覧表を作成のうえ、貸与物品の管理が行えるようにすべきである。 | 従前より10万円以上の貸与物品については備品管理簿により管理を行っている。  ご指摘のあった10万円未満の貸与物品(クライミングウォールのホールド等)については、一覧表等を作成し、指定管理者購入分と区別して管理するよう、指定管理者と協議する一方で、現指定期間中における指定管理者制度に係る運用マニュアル準則例11第９条２項及び９項（平成30年３月改正）の取扱いについても協議を進める。 |
| 【意見110】駐車サービス券の管理  【環境農林水産部】 | 指定管理者は、駐車サービス券の管理については、残数把握が正確にできるよう管理台帳を作成すべきである。 | 指定管理者に対して現在２種ある駐車サービス券の統括表を作成するよう指定管理者に協議していく。 |